

## 業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和2年10月～12月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

※令和4年2月28日、37番を追加しました。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	浜松市沿岸域防潮堤竣工報告会開催業務	株式会社SBSプロモーション 浜松支社	R2. 10. 15	1, 134, 980	防潮堤竣工報告会は静岡県との共催事業であり、会場設営と全体の管理は県、当日の運営や運営に必要な資材については市が担うことで調整し、県は先行して指名競争入札により会場設営業務を株式会社SBSプロモーション浜松支社に委託した。 式典全体の一体性を確保するためには、県が発注した業者と同一業者とする必要があるとともに、開催当日に不測の事態（事故）等が生じた場合に備えた責任の所在（瑕疵）を明確にするために一者特命とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監危機管理課 （電話：053-457-2537）
2	令和2年度浜松市防災情報システム改修業務委託	株式会社SBS情報システム	R2. 11. 2	3, 410, 000	浜松市防災情報システムは株式会社SBS情報システムが開発した当市用の独自システムであり、株式会社SBS情報システムが管理するシステムである。 以上のことから他社では取り扱いができないため、1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監危機管理課 （電話：053-457-2537）
3	令和2年度浜松市防災情報システムGIS改修業務委託	ESRIジャパン株式会社	R2. 11. 2	2, 068, 000	浜松市防災情報システムGISは、ESRIジャパン株式会社が開発した当市用の独自システムであり、ESRIジャパン株式会社が管理するシステムである。 以上のことから、改修業務が可能な唯一の業者であるため、一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監危機管理課 （電話：053-457-2537）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
4	浜松市無線局定期検査委託業務	静岡日電ビジネス株式会社 浜松支店	R2.11.1	1,980,000	当該無線装置は製造元であるNECの独自仕様システムの統制台、制御装置、通信回線等により整備されている。そのため、NECの関連会社でないと業務を適切に実施することができない。市登録業者では当該業者のみに限定される。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	危機管理監危機管理課 (電話:053-457-2537)
5	軽自動車税申告書データエントリシステム更新対応業務	日本電気株式会社 浜松支店	R2.11.9	1,107,700	軽自動車税申告書データエントリシステムは、既存の住民情報システムのサーバ上に構築する。同サーバで稼働している他のシステムの安定使用及び品質に影響が出ないよう確実かつ迅速に業務を遂行できるのは、住民情報システムのサーバ機器の環境設計及び構築を行い、システムの保守業者である日本電気(株)浜松支店に限られるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部市民税課 (電話053-457-2166)
6	令和2年度戸籍システム改修(社会保障・税番号制度システム整備)業務	日本電気株式会社 浜松支店	R2.11.2	9,284,000	戸籍システムは日本電気(株)製のパッケージソフトを使用しており、今回の業務に係るシステムの機能の整備、改修は同社しか行うことが出来ないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 (電話:053-457-2834)
7	統合端末25台設置対応作業及び運用保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R2.12.14	7,150,000	現在設置されている統合端末の構築・保守は日本電気株式会社 浜松支店に委託している。当課で保有する統合端末について、増設分を含めセキュリティ上の観点及び事務の効率性から一体的に管理するのが望ましい。現在の統合端末について設置作業及び運用保守を行っている日本電気株式会社 浜松支店しか統合端末の一体的な管理を実施することはできない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 (電話:053-457-2834)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
8	浜松市市民音楽ホール開館準備及び開館記念イベント開催業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	R2. 10. 16	20,570,000	本業務は開館に向けた準備業務を指定管理者に委託することによって、開館後の管理運営を円滑かつ適切にできるようにすることを目的としている。そのため、指定管理者を公募したときに、本業務を指定管理者に委託することを明記していることから、契約の相手方を市民音楽ホールの指定管理者である、公益財団法人浜松市文化振興財団に特定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2301)
9	浜松市市民音楽ホールの浜松市スポーツ・文化施設予約システム(まつぼっくり)マスタ登録等業務	富士通株式会社 浜松支店	R2. 12. 22	1,749,000	現在の施設予約システムが指名業者により開発されたもので、浜松市の予約システムとしてカスタマイズされており、業務の性質・目的が競争に適さない。また、システムの構造等が公開されていないため、本業務を適切に履行できる事業者は、指名業者において他に無いことから、富士通株式会社浜松支店を特命の事業者として選定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2301)
10	浜松市人権啓発絵本企画編集・印刷製本業務	中部印刷株式会社	R2. 11. 24	1,734,700	本業務は、ストーリーや作画など独創性、芸術性が認められることから、指名型プロポーザル方式によって参加者の独創性等を審査し、当該業者が本業務に最適な者と判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (人権啓発センター) (電話：053-457-2031)
11	浜松市精神保健福祉センター相談情報管理システム導入業務	株式会社NHCS	R2. 12. 1	5,346,220	精神保健福祉センターで行う相談情報については、医療用の電子カルテシステムとは異なる情報が必要となるため、類似のシステムの有無を調査したところ、同社の相談情報管理システム(CaseBankシステム)がほぼ内容が網羅され、カスタマイズも可能であることが確認され、他に同様なパッケージシステムが存在しないと判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
12	G Suite導入・構築業務	遠鉄システムサービス株式会社	R2.10.8	1,837,000	当該業務は本校情報処理室に設置してあるパソコンにG Suiteを導入するものである。そのため情報処理室のサーバー及びパソコンの保守管理業務を行っている遠鉄システムサービス株式会社しか導入設定・運用保守が行えないため同社を特命とするもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 看護専門学校 (電話：053-455-0891)
13	浜松市産業廃棄物処理業者等登録・管理システムデータ移行業務	株式会社静岡情報処理センター 浜松営業所	R2.10.6	1,930,500	浜松市産業廃棄物処理業者等登録・管理システムは、株式会社静岡情報処理センターが著作権を有するパッケージソフトを基に構築されたシステムであり、また、同システムの根幹は開示不可能であることから、本業務は同社でしか対応できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部産業廃棄物対策課 (電話：053-453-6190)
14	浜松市オープンデータプラットフォームを活用した連絡ごみ収集申込LINEチャットボット整備業務	株式会社ミライエ	R2.10.5	2,200,000	本業務の指名業者は、昨年度、LINEによる連絡ごみ収集受付、LINE Pay支払い(電子マネー決済)の社会実証実験を行った業者であり、浜松市の連絡ごみ収集チャットボットに関する技術を持つ唯一の業者である。そのため、連絡ごみ収集LINEチャットボットを契約期間内に本稼働させることができる業者は指名業者のみのため随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)
15	連絡ごみ受付システム改修業務 (LINE受付対応)	株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト東海支店	R2.10.5	33,660,000	連絡ごみ受付システムは、連絡ごみ受付センター運営維持管理業務の受託者である(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクトによってシステム開発及び保守等を行っている。そのため、他の業者ではシステム改修ができないため随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
16	連絡ごみ受付センターLINE受付業務	株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト東海支店	R2.10.5	59,205,300	現在、連絡ごみ受付センター運営維持管理業務は、受付センターの運営、システム保守等を(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクトが一括受託、連絡ごみ受付システムの保有をしている。 今回、連絡ごみのLINE申し込み受付処理を行うため、既存の連絡ごみ受付システムの改修を行う。改修した連絡ごみ受付システムを利用し、連絡ごみのLINE受付業務を行うことができるのは、連絡ごみ受付センターの運営および連絡ごみ受付システムを保有している(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクトのみのため、随意契約（1者特命）とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)
17	令和3年度浜松市連絡ごみ処理手数料徴収事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社セブンイレブンジャパン</li> <li>・株式会社ファミリーマート</li> <li>・株式会社ローソン</li> <li>・ミニストップ株式会社</li> <li>・山崎製パン株式会社</li> <li>・浜松たばこ販売協同組合</li> </ul>	R2.12.4	18,331,069	本業務は、より多くの納付済証取扱所の確保を目的としており、競争入札は性質上そぐわないため、随意契約とした。(市民の利便性を考慮し、コンビニエンスストアを中心とした市内に複数の店舗を有する業者を選定)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)
18	令和2年度浜松市静ヶ谷最終処分場排水処理施設閉鎖運転業務	クボタ環境サービス株式会社 中部支店	R2.12.1	7,861,700	本業務は、施設の閉鎖を目的とした特殊な臨時的運転管理業務であり、施設の状態を熟知している者が業務を行う必要がある。また、現状の運転管理業務と連携して作業を行う必要があるため、同業務を受託しているクボタ環境サービス株式会社中部支店との随意契約とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理課 (電話：053-453-6141)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
19	タービン発電設備点検整備業務	株式会社 タクマ 中部支店	R2.10.1	63,800,000	<p>当事業所のタービン発電設備を設計施工した業者であり、独自のノウハウを基に施工されており、性能保証ができる唯一の業者である。また、当該業務委託を実施するにあたり、当事業所の他プラント及び計装設備とも密接に関連しており、これら設備の操作・監視が必要不可欠となる。</p> <p>以上の理由から、業務を適正に遂行できる業者は、株式会社 タクマ 中部支店のみであるため一者特命とする。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部南清掃事業所 (電話：053-425-3680)
20	平和最終処分場 第二期埋立地 電氣的漏水検知システム保守点検業務	坂田電機株式会社	R2.11.9	2,200,000	坂田電機株式会社は、本システムを構築した業者であり、このプログラムは他社製プログラムとの互換性がなく、データの解析が他社ではできないことから同業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 平和清掃事業所 (電話：053-487-1131)
21	外国人就労支援における企業開拓等業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R2.10.16	2,589,400	指名業者は、外国人雇用相談サポートデスクの運営を受託し、企業に対する外国人の受入相談や外国人の就労支援の窓口として相談業務を行っている。本事業は外国人雇用相談サポートデスクに就労相談を行う外国人に対して、本人の適正や希望を把握し、就労先を紹介する必要があるため、相談業務と企業開拓業務は一体的に取り組むことが必須条件であることから、外国人雇用相談サポートデスクを運営する指名業者に一者特命で委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業総務課 (電話：053-457-2339)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
22	(一括)ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業務	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所	R2.10.20	42,411,600	PCB特措法で定める処理基本計画の規定により、浜松市が属する西日本エリアで保管するPCB含有安定器等の処理についてはJESCO北九州事業所でしか行うことができないと定められているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
23	ベンチャー企業等誘致プロモーション事業業務委託	株式会社カヤック	R2.10.19	24,767,000	首都圏を中心としたベンチャー企業に向けて、動画、SNS等を用いたプロモーションを行い、「浜松=ベンチャーフレンドリーな街」というイメージを印象付け、今後のベンチャー企業等の誘致に繋げることを目的に、①動画コンテンツの企画・制作、②プロモーション、③情報発信の効果検証を一括して業務委託するもの。 動画コンテンツ自体の競争は激化。加えて、企業によるバズコンテンツの増加により、ユーザーのバズコンテンツに対する慣れや空きが顕著になっている。これまでの動画トレンドと差別化を図り、ユーザーの記憶に深く長く記憶を残すための動画コンテンツの制作力と緻密な広告戦略を持つ同社と随意契約をするもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457-2825)
24	ポストコロナ期における首都圏企業、ワーカーの動向調査業務	森ビル株式会社	R2.11.24	4,999,500	本業務は、専門的な知識と経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (はままつ首都圏ビジネス情報センター) (電話:03-3556-2788)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
25	ポストコロナ期における首都圏企業、ワーカーの動向調査業務委託	森ビル株式会社	R2.11.24	4,999,500	公募型プロポーザル方式による契約とし、本事業の評価委員会を実施した結果、森ビル株式会社を委託先と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457-2044)
26	「浜松市×テレビアニメ”ゆるキャン△ SEASON 2”」天竜浜名湖鉄道車両ラッピング業務	天竜浜名湖鉄道株式会社	R2.12.24	3,720,200	本業務は通常運行する天竜浜名湖鉄道の車両をラッピングするものである。当該車両を所有・運行するのは天竜浜名湖鉄道(株)であり、同社が車両・運行等の管理を行っている。ラッピングの是非を判断できる唯一の事業者であり、円滑な運行管理・車両保守を考慮するため当該事業者を指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課(フィルムコミッション推進室) (電話:053-457-2295)
27	令和2年度道路メンテナンス国庫補助事業(一)中部天竜停車場線(中部大橋)PCB廃棄物運搬処分業務	株式会社太洋サービス	R2.11.26	3,083,300	令和元・2年度の入札参加資格者名簿(3002廃棄物関係業務委託(収集・運搬)、3003廃棄物関係業務委託(処理業務))に登録している者の中で、PCB廃棄物の収集運搬及び処分許可を受けた事業者は2者いるが、中部大橋の塗膜には鉛が18%含有されており、鉛含有が3%を超過するPCB廃棄物の処分可能な事業者は、株式会社太洋サービスのみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部天竜土木整備事務所 (電話:053-926-2281)
28	「春野医療MaaSプロジェクト」におけるドローンを使用した薬剤配送に関する業務	株式会社トラジェクトリー	R2.10.16	4,730,000	実証実験を実施するにあたり、本業務は3D地図の作成からドローンでの薬剤配送、実施内容の検証や実装に向けた課題整理等特別な専門性が必要である。また、春野医療MaaSプロジェクトは、「浜松市モビリティサービス推進コンソーシアム」と連携して事業を実施するものであり、同コンソーシアム会員の中で3D地図作成、ルートシステムの設定、ドローン配送を一括で実施できる企業は同社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進事業本部 (電話:053-457-2454)



番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
29	「春野医療MaaSプロジェクト」における全体運営管理業務	MONET Technologies株式会社	R2.10.16	14,520,000	同社は同種事業において、長野県伊那市での実績があるとともに、昨年3月に本市との間で「次世代モビリティサービスによる持続可能な都市づくりに関する連携協定」を締結している。また、全国15の自治体とモビリティに関する連携協定を締結している(令和2年10月現在)。春野医療MaaSプロジェクトは「浜松市モビリティサービス推進コンソーシアム」と連携して事業を実施するもので、同コンソーシアムのアドバイザー会員であり、同業務に知見と実績を有し、総合的に対応できる事業者は同社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進事業本部 (電話:053-457-2454)
30	「春野医療MaaSプロジェクト」における報告書作成業務	株式会社博報堂	R2.10.16	2,750,000	中山間地域における課題や今後のモビリティのサービス設計を、今年度策定する「浜松版MaaS構想」の中で検討しており、構想の策定を同社が受託している。春野医療MaaSプロジェクトの実証実験における背景や今後の地域の実態に合わせた実装を分析するにあたり、先述した「浜松版MaaS構想」と一体的な評価、取りまとめが不可欠であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進事業本部 (電話:053-457-2454)
31	浜松市小中学校学習者用タブレット機器保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R2.11.25	7,287,500	小中学校には複数のリース契約による既存の機器(サーバ・プリンタ等)が混在し、同一の教育ネットワーク上で共存・相互に関連し稼働しており、それら全ての運用保守を遠鉄システムサービスが一括して行っている。今回調達の学習者用タブレットについても教育ネットワーク上の既存機器と関連して稼働する必要があるため、同社以外では継続した運用保守が行えない。そのため、同社を一者特命で指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話:053-457-2403)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
32	令和2年度 原委第9号大原・常光浄水場計装機器(水位計・流量計)点検業務	東京計器株式会社名古屋営業所	R2.10.27	1,485,000	保守における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)
33	浜松市高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人 浜名医師会	R2.10.1	15,280,238	本業務は、医師資格が必須であり、雄踏地区及び舞阪地区の予防接種実施可能な医療機関を統括し、安定的に接種環境を提供できる機関でなければならない。これらの要件を満たしている団体は浜名医師会以外にはなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないため、随意契約するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区健康づくり課 (電話：053-597-1120)
34	令和2年度 浜松市高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人 引佐郡医師会	R2.10.1	42,563,000	予防接種業務を実施するためには、特殊技術が必要であり、旧引佐郡地域(細江町、引佐町、三ヶ日町)の予防接種実施可能な医療機関を統括し、安定的に接種環境を提供できる機関でなければならない。これらの要件を満たしている団体は引佐郡医師会以外にはなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないため一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 (電話：053-523-3121)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
35	令和2年度高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人浜松市浜北医師会	R2.10.1	76,371,000	当該委託業務は、区民のインフルエンザ感染予防のため、区内の医療機関で広く、安定的に予防接種ができる環境を提供することを目的としている。 また、予防接種は医療行為であるため、業務の目的と性質上、一般競争入札に適しておらず、さらに区内の医療機関を統括している団体は浜松市浜北医師会以外にはないため、随意契約するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区健康づくり課 (電話：053-585-1171)
36	浜松市高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人磐周医師会	R2.10.1	32,719,743	本業務は医師免許が必要であり、各医療機器(医師)による実施が必要不可欠となるため、指名競争入札に適さない。 指名業者は、区内の医師を会員とし、統括する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話：053-925-3142)
37	令和2年度浜松市生活困窮者自立支援強化事業委託	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R2.10.29	3,750,000	契約中の業務に対する追加契約であり、他の業者では対応できない。また、新型コロナウイルスの影響による相談者の増加に対応するものであり、急を要する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2032)